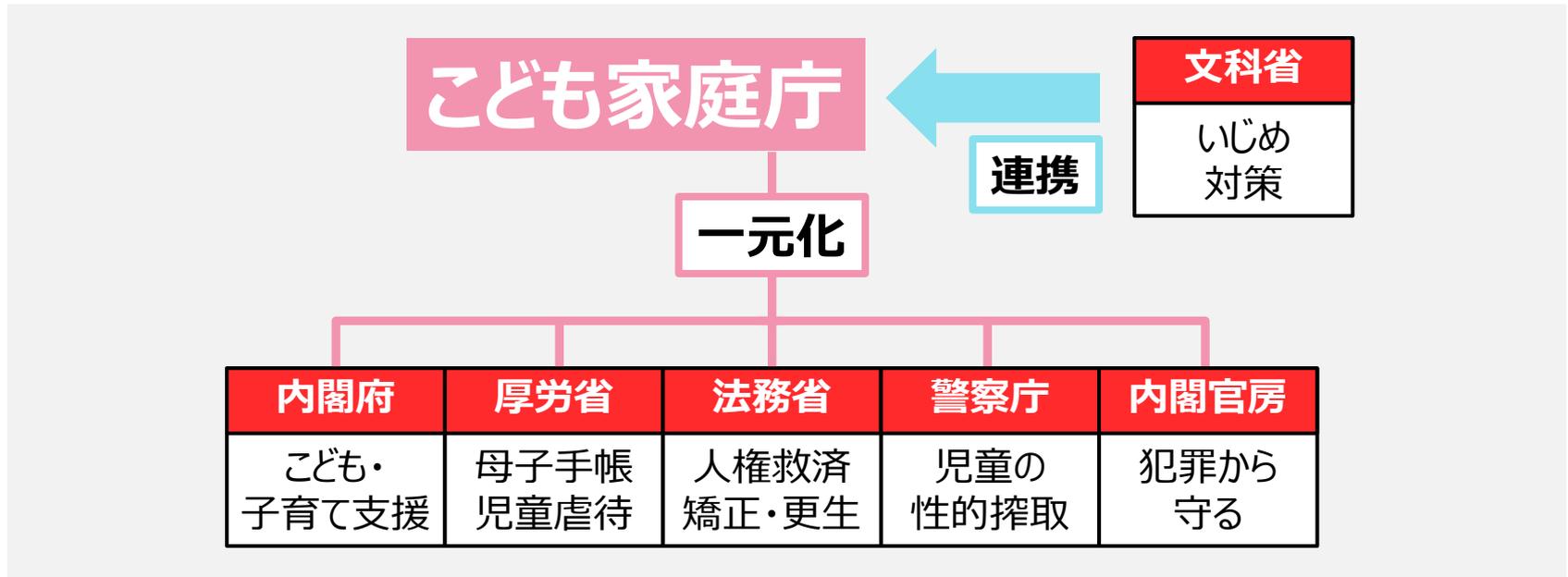


こども家庭庁 文科省がいじめ対策を共管できることを実現



何十時間も議論をし勝ち取りました！

文科省だけでは解決できなかったいじめ問題について、こども庁が所管できなければこども庁を創設する意味はない！



こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（案）

※21日閣議決定予定

- 12月2日（原案）：いじめに関する記載なし
- 12月7日（案）

いじめ防止や不登校対策に関し、文部科学省は、いじめ防止対策推進法及び同法に基づき定める基本方針や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律及び同法に基づき定める基本指針に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して、必要な指導・助言等を行う指針等に基づく支援を充実する。

こども庁は、文部科学省が指針等を変更する際に事前協議を受けることとするほか、地方自治体における相談体制の充実や居場所づくりの推進、地方自治体や民間団体等における学習支援の充実、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ・支援など、関係機関等が連携した支援の充実を進める。

また、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言等に関し、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて採った措置について報告を求めるなどの関与を行う。相談対応の充実や居場所づくりの推進、子ども・若者支援地域協議会の枠組みの有効な活用等を通じた支援の充実を進める。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（案）

※21日閣議決定予定

- 12月15日（案）:

いじめに関し、こども家庭庁は、学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止を担い²⁵、**事案の把握**、いじめの防止に向けた地方自治体における体制づくり等を推進する。また、重大ないじめ事案への対応について、必要な情報を文部科学省と共有するとともに、地方自治体での共有を促進し、学校の設置者等が行う調査における第三者性の確保や運用等についての改善などの必要な対策を文部科学省とともに講じる。

さらに、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言や調査等に関し、所掌事務の遂行のため特に必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3（3）に従い、文部科学大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めるなどの関与を行う。

²³ 厚生労働省から移管。

²⁴ 厚生労働省から移管。

²⁵ 新たに所掌事務規定を設ける。